1 （条件付き採用）	地方公務員法第22条の２第7項の規定により、採用された1箇月間の条件付採用期間となります。 条件付採用期間を良好な成績で勤務した場合に正式採用となります。
2 （通勤手当）	徒歩での通勤距離が2㎞以上の場合に、車両等交通用具を利用する場合は距離に応じ支給（宜野湾市職員の例による）、バス等公共交通機関の場合は運賃相当額（上限55,000円） 【参考（車両等の場合）】 ２㎞以上～５㎞未満　　2,300円 ５㎞以上～10㎞未満　　5,500円 10㎞以上～15㎞未満　　8,600円 15㎞以上～20㎞未満　　11,800円
3 （期末手当）	年1.45月分（６月期：0.725月分、12月期：0.725月） ※ただし令和2年度6月期は、支給率が異なります。 ※任用期間、週の勤務時間によっては期末手当支給対象外となることがあります。
4 （休暇）	年次有給休暇：任用期間、経験等に応じ最大20日付与 ※初年度は最大12日付与、勤続年数に応じ労基法に準じ付与日数を追加 その他の有給休暇：病気休暇、子の看護休暇、夏季休暇、忌引休暇等 ※それぞれに要件、最大取得可能日数があります。
5 （社会保険）	週の勤務時間が30時間以上かつ2カ月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び健康保険 ・週の所定労働時間が20時間以上30時間未満 ・報酬の月額が8.8万円以上であること ・雇用期間が1年以上見込まれること ・学生でないこと 上記以外の場合は、国民年金及び国民健康保険 ※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。
6 （雇用保険）	以下の要件を満たす場合は対象となる ・週の所定労働時間が20時間以上 ・31日以上継続して雇用される見込みのもの
7 （労災保険）	対象